

第138号議案 長崎市漁港管理条例及び長崎市海岸保全区域における
占用料徴収条例の一部を改正する条例

	ページ
1 漁港合併に係るもの	1 ~ 2
2 占用料の改定等に係るもの	3 ~ 4
3 新旧対照表	5 ~ 15

水産農林部
平成30年11月



1 漁港合併に係るもの

(1) 改正の概要

ア 改正する条例

長崎市漁港管理条例

イ 改正の趣旨

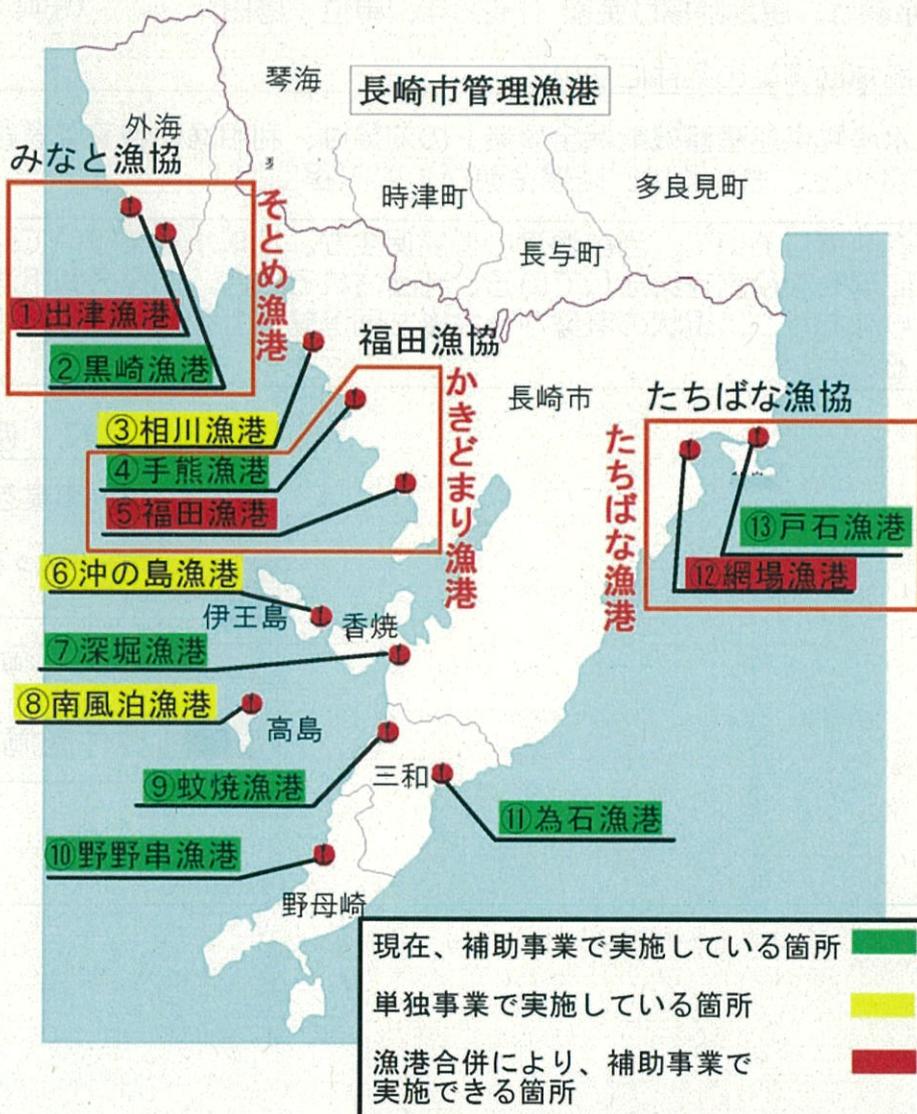
近年、漁港施設の老朽化等により、漁港機能が低下している状況にある中で、各漁港の港勢規模（漁業者数や漁船数）が減少しているため、漁港整備に係る補助事業を活用できない漁港がある。

このため、漁港機能や施設の効率化及び施設の老朽化対策を目的とした補助事業を活用し整備を図るため、同一漁協管内にある近接した漁港の合併を行うもの。

ウ 施行期日 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 漁港合併の概要

ア 位置図



イ 合併する漁港

近接した漁港を合併するのに伴い、漁港の名称を変更する。

(ア) 手熊漁港及び福田漁港・・・かきどまり漁港

(イ) 網場漁港及び戸石漁港・・・たちばな漁港

(ウ) 黒崎漁港及び出津漁港・・・そとめ漁港

ウ 合併前後における各漁港の登録漁船数等

合併	現漁港名			新漁港名(案)			管内の漁協名	条件		
	登録漁船数	利用漁船数	陸揚げ金額	登録漁船数	利用漁船数	陸揚げ金額				
1	出津漁港	11	11	0.01	そとめ漁港	41	41	0.19	みなと漁協	B
	黒崎漁港	30	30	0.18						
2	手熊漁港	56	56	0.11	かきどまり漁港	86	86	0.26	福田漁協	A
	福田漁港	30	30	0.15						
3	網場漁港	21	21	0.19	たちばな漁港	297	297	11.9	たちばな漁協	
	戸石漁港	276	276	11.66						

陸揚げ金額は、属地陸揚げ金額（H28年、単位：億円）

（出典：漁港港勢調査）

※国庫補助事業の条件について

A	「水産物供給基盤機能保全事業」の対象は、利用漁船数又は登録漁船数が 50隻程度以上 、もしくは、陸揚げ金額が 1億円程度以上
B	過疎地域 において、当該漁港の機能保全が、地域水産業ひいては地域の生活環境に重大な役割を果たしていると判断される場合、現在の利用漁船 20隻以上 でありなおかつ、現状の港勢から今後も同港勢以上を維持が可能である見込みであること。

凡 例

	補助事業を実施できる
	合併によって補助事業を実施できる
	要件を満たす
	要件を満たさない

2 占用料の改定等に係るもの

(1) 改正の概要

ア 改正する条例

(ア) 長崎市漁港管理条例

(イ) 長崎市海岸保全施設区域における占用料徴収条例

イ 改正の趣旨

(ア) 占用料の額の改定

長崎市漁港管理条例及び長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例については、これまで道路法施行令（昭和27年政令第479号）の改正に合わせ国が定める道路占用料と同額を占用料として定め、長崎市道路占用料条例などの関係条例においても同様に国が定める道路占用料と同額を各条例で定めることで、国との均衡及び長崎市の財産間の使用料及び占用料の額の均衡を図ってきた。

しかし、占用料算定の基礎となる固定資産税評価額を長崎市と国で比較したところ、乖離が大きくなってきている。

そのため、占用料は賃料相当額を徴収するという考え方から、国と同額の占用料の額を設定するのではなく、長崎市独自の占用料の額を設定するもの。

なお、算定にあたっては、長崎市の固定資産税評価額を算定基礎とし、平成30年度の評価替え後の数値を用いて算定するもの。

(イ) 占用面積等の取扱方法の見直し

使用許可物件の占用面積や長さについては、これまで1平方メートル又は1メートル未満の端数を切り上げて使用料を算出してきたが、より実態にあった使用料を算出するため、小数第二位未満の端数を切り捨てて計算するもの。

なお、国においても同様の改正を行っている。

ウ 施行期日 平成31年4月1日

(2) 算定方法

ア 占用料の算定式

占用料（使用料）の額（円/m²）

＝道路価格（円/m²）×使用料率（%/年）×占用面積（m²）×（修正率（%））

※ 道路価格：18,826 円/m²（平均地目）

イ 主な占用物件ごとの占用料（単価）の算出方法等

	道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率	改正後 (円・年額)	現行 (円・年額)	差額(円) (改定率)
電柱 (第2種)	18,826	4.84	0.86/本	—	783/本	660/本	123/本 (119%)
ガス管 (Φ0.2～ Φ0.3)	18,826	4.84	0.3/m	3/10	82/m	70/m	12/m (117%)
電線	18,826	4.84	0.01/m	5/10	4/m	4/m	0/m (100%)

(3) 改正に伴う影響額

平成 29 年度決算額	改正見込額	影響額
47,906円	55,441円	7,535円

※上記見込額は、改正の対象となっている占用物の占用料を合算したものの。

(4) 同様の理由により今議会で改正を提案している条例

条例名	所管部局
ア 長崎市道路占用料条例	土木部
イ 長崎市都市公園条例	
ウ 長崎市準用河川占用料徴収条例	
エ 長崎市都市下水路条例	
オ 長崎市行政財産使用料条例	理財部

3 新旧対照表

(1) 長崎市漁港管理条例

現行	改正(案)
<p>(使用料等)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(網場漁港の有料駐車場(以下「有料駐車場」という。)を除く。)を使用し、又は占用する者は、別表第1に定める使用料又は別表第2に定める占用料(以下「使用料等」という。)を市長が定める期日までに納入しなければならない。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(たちばな漁港の有料駐車場(以下「有料駐車場」という。)を除く。)を使用し、又は占用する者は、別表第1に定める使用料又は別表第2に定める占用料(以下「使用料等」という。)を市長が定める期日までに納入しなければならない。</p>

別表第1 (第12条関係)

1 船舶の停泊、停留、係留又は船揚に係る使用料

(1) 漁船

区分	漁港名(現行)	漁港名(改正案)	単位	金額
岸壁	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港	相川漁港、かきどまり漁港、深堀漁港又はたちばな漁港	総トン数1トンにつき1日	円 2
	南風泊漁港	南風泊漁港		1.5
	野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、そとめ漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		0.8
	物揚場又は棧橋	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港		相川漁港、かきどまり漁港、深堀漁港又はたちばな漁港
泊地	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港	相川漁港、かきどまり漁港、深堀漁港又はたちばな漁港	総トン数1トンにつき1日	3
	沖之島漁港	沖之島漁港		1
	野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、そとめ漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		0.8
	沖之島漁港	沖之島漁港		1.2
泊地	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港	相川漁港、かきどまり漁港、深堀漁港又はたちばな漁港	総トン数1トンにつき1日	1.6
	野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、そとめ漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		0.64

	津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	焼漁港又は為石漁港	
防波堤	沖之島漁港	沖之島漁港	1.2
船揚場	沖之島漁港	沖之島漁港	0.7
	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	1
現行		改正案	
備考	沖之島漁港、南風泊漁港、野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港において、縦つけに係船するときの使用料は、この表に掲げる額の半額とする。	備考	沖之島漁港、南風泊漁港、野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港において、縦つけに係船するときの使用料は、この表に掲げる額の半額とする。

(2) 漁船以外の船舶

区分	漁港名（現行）	漁港名（改正案）	単位	金額	
岸壁	プレジャーボート	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港、戸石漁港、南風泊漁港、野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	相川漁港、 <u>かきどまり漁港</u> 、深堀漁港、 <u>たちばな漁港</u> 、南風泊漁港、野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港	船長1メートルにつき1日	25円以内で市長が別に定める額
	プレジャーボート以外のもの	堀漁港、網場漁港、戸石漁港、南風泊漁港、野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	港、 <u>たちばな漁港</u> 、南風泊漁港、野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港	総トン数1トンにつき1日	
	物揚場又は棧橋	全ての漁港	全ての漁港	船長1メートルにつき1日	
泊地	プレジャーボート	相川漁港、手熊漁港、福田漁港、深堀漁港、網場漁港、戸石漁港、沖之島漁港、野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	相川漁港、 <u>かきどまり漁港</u> 、深堀漁港、 <u>たちばな漁港</u> 、沖之島漁港、野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港	船長1メートルにつき1日	総トン数1トンにつき1日
	プレジャーボート以外のもの	堀漁港、網場漁港、戸石漁港、沖之島漁港、野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	港、 <u>たちばな漁港</u> 、沖之島漁港、野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港	船長1メートルにつき1日	

防波堤	プレジャーボート	沖之島漁港	沖之島漁港	船長1メートルにつき1日	
	プレジャーボート以外のもの			総トン数1トンにつき1日	
船揚場		沖之島漁港	沖之島漁港	総トン数1トンにつき1日	円 0.7
		野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		1
現行			改正案		
備考 市内に住所を有しない者が所有するものに係る相川漁港、 <u>手熊漁港</u> 、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港における使用料については、この表に定める額の1.5倍に相当する金額により算定する。			備考 市内に住所を有しない者が所有するものに係る相川漁港、 <u>かきどまり漁港</u> 、深堀漁港又は <u>たちばな漁港</u> における使用料については、この表に定める額の1.5倍に相当する金額により算定する。		

2 その他の使用料

現行	改正案
(1) 相川漁港、 <u>手熊漁港</u> 、福田漁港、深堀漁港、網場漁港又は戸石漁港	(1) 相川漁港、 <u>かきどまり漁港</u> 、深堀漁港又は <u>たちばな漁港</u>

単位	金額（現行）	金額（改正案）
使用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に100分の3を乗じて得た額	同左

(2) その他の漁港

区分	漁港名（現行）	漁港名（改正案）	単位	金額
岸壁	荷置き	南風泊漁港	使用面積1平方メートルにつき1日	円 2.2
		野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		野々串漁港、 <u>そとめ漁港</u> 、蚊焼漁港又は為石漁港
物揚場又	沖之島漁港	沖之島漁港		1.3

は棧橋		南風泊漁港	南風泊漁港		1.2	
		野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、 そとめ漁港 、蚊焼漁港又は為石漁港		2.1	
防波堤		沖之島漁港	沖之島漁港		1.3	
岸壁、物揚場その他これらに類する工作物	仮設建築物	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	使用面積1平方メートルにつき1月	34	
		黒崎漁港又は出津漁港	そとめ漁港		25	
	物干場又は物置場	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		34	
		黒崎漁港又は出津漁港	そとめ漁港		25	
	その他の物件	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		使用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が別に定める額
		黒崎漁港又は出津漁港	そとめ漁港			
漁港管理施設用地	プレジャーボート	野々串漁港	舗装部分	野々串漁港	陸置き船長1メートルにつき1日	20円以内で市長が別に定める額
			未舗装部分			未舗装部分
		黒崎漁港又は出津漁港	そとめ漁港	8円		
		蚊焼漁港又は為石漁港	蚊焼漁港又は為石漁港	10.8円以内で市長が別に定める額		
	その他の物件	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	使用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に10分の6を乗じて	

			港		得た額の範囲内で市長が別に定める額	
		黒崎漁港又は出津漁港	そとめ漁港		円 200	
漁港管理施設用地以外の用地	仮設建築物	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	使用面積1平方メートルにつき1月	34	
	物干場又は物置場			使用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が別に定める額	
	その他の物件					
道路		蚊焼漁港又は為石漁港	蚊焼漁港又は為石漁港	使用面積1平方メートルにつき1回	最初の6時間まで その後6時間までごと	円 14 7
野積場又はその他の用地		沖之島漁港	沖之島漁港	使用面積1平方メートルにつき1日	0.7	
		南風泊漁港	南風泊漁港		0.6	
		野々串漁港、黒崎漁港、出津漁港、蚊焼漁港又は為石漁港	野々串漁港、そとめ漁港、蚊焼漁港又は為石漁港		1	
現行			改正案			
備考 1～5 (略)			備考 1～5 (略)			
6 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数面積は、1平方メートルとして計算する。			6 使用料の額を算出する基礎となる面積に <u>0.01平方メートル未満の端数</u> があるときは、 <u>その端数を切り捨てる</u> 。			
7 (略)			7 (略)			

別表第2（第12条関係）

外郭施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の占用料

区分		単位	金額（現行）	金額（改正案）
電柱、電線、変圧塔、 公衆電話所その他 これらに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	円 430	円 510
	第2種電柱		660	783
	第3種電柱		900	1,056
	第1種電話柱		390	455
	第2種電話柱		620	728
	第3種電話柱		850	1,002
	その他の柱類		39	45
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	4	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		2	2
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	770	911
水管、下水道管、ガ ス管その他これら に類する物件	外径が0.07メートル 未満のもの		16	19
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		23	27
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		35	41
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		46	54
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		70	82
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		93	109

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	273
	外径が1メートル以上のもの		460	546
標識	1本につき1年		620	728
その他の目的で占用する場合	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に100分の3を乗じて得た額	同左	
現行		改正案		
備考	備考			
1～4 (略)	1～4 (略)			
5 占用料の額を算出する基礎となる長さが、1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数の長さは1メートルとして計算する。	5 占用料の額を算出する基礎となる長さに <u>0.01メートルの端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u>			
6 占用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数の面積は1平方メートルとして計算する。	6 占用料の額を算出する基礎となる面積に <u>0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u>			
7～8 (略)	7～8 (略)			

別表第3 (第13条関係)

区分		単位	金額 (現行)	金額 (改正案)
電柱、電線、変圧塔、 公衆電話所その他 これらに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	円 430	円 510
	第2種電柱		660	783
	第3種電柱		900	1,056

	第1種電話柱		<u>390</u>	<u>455</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>	<u>728</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>	<u>1,002</u>
	その他の柱類		<u>39</u>	<u>45</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2</u>	<u>2</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>770</u>	<u>911</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>	<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>	<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>	<u>54</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>	<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>	<u>109</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>	<u>191</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>	<u>273</u>

	外径が1メートル以上のもの		460	546
標識	1本につき1年		620	728
仮設建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		50	50
物置場及び物干場			25	25
棧橋その他これに類するもの			35	35
漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10	10
その他の目的で占用する場合			25	25
現行		改正案		
1～4 （略）		1～4 （略）		
5 占用料の額を算出する基礎となる長さ が、1メートルに満たないとき、又はその長 さに1メートル未満の端数があるときは、そ の長さ又はその端数の長さは1メートルとし て計算する。		5 占用料の額を算出する基礎となる長さ <u>に</u> <u>0.01メートル未満</u> の端数があるときは、 <u>その端数を切り捨てる。</u>		
6 占用料の額を算出する基礎となる面積 が、1平方メートルに満たないとき、又はそ の面積に1平方メートル未満の端数があるとき は、その面積又はその端数の面積は1平方 メートルとして計算する。		6 占用料の額を算出する基礎となる面積 <u>に</u> <u>0.01平方メートル未満</u> の端数があるとき は、 <u>その端数を切り捨てる。</u>		
7～8 （略）		7～8 （略）		

(2) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例

現行	改正案
<p>第3条</p> <p>2 占用料の額を算出する基礎となる長さが、<u>1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数の長さは1メートルとして計算する。</u></p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積が、<u>1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数の面積は1平方メートルとして計算する。</u></p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第3条</p> <p>2 占用料の額を算出する基礎となる長さ<u>に0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積に<u>0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>4～5 (略)</p>

別表 (第2条関係)

区分		単位	金額 (現行)	金額 (改定案)
電柱、電線、変圧塔、 公衆電話所その他こ れらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 430	円 510
	第2種電柱		660	783
	第3種電柱		900	1,056
	第1種電話柱		390	455
	第2種電話柱		620	728
	第3種電話柱		850	1,002
	その他の柱類		39	45
	共架電線その他上空に設け る線類	長さ1メートルにつき1年	4	4
	地下に設ける電線その他の 線類		2	2
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	770	911
水管、下水道管、ガ ス管その他これらに	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	16	19

類する物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>	<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>	<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>	<u>54</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>	<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>	<u>109</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>	<u>191</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>	<u>273</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460</u>	<u>546</u>
標識	1本につき1年		<u>620</u>	<u>728</u>
仮設建築物	占有面積1平方メートルにつき1年		50	50
物置場及び物干場			25	25
栈橋その他これに類するもの			35	35
漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10	10
その他の目的で占有する場合			25	25